

八王子市第五次特別支援教育推進計画を踏まえた特別支援学級（知的障害）再編の基本計画

別紙Ⅰ

特別支援学級（知的障害）設置の経緯

本市の特別支援学級は、「特別支援教育推進計画」に基づいて、地域の児童・生徒数や学級の設置状況を考慮して、配置している。

開設年度	学校名
昭和28年度(1953年度)	第二小学校 第六小学校 第三中学校
昭和39年度(1964年度)	第一小学校
昭和49年度(1974年度)	第五小学校 第四中学校
昭和54年度(1979年度)	長沼小学校
昭和55年度(1980年度)	横川小学校
昭和57年度(1982年度)	高倉小学校 三本松小学校（廃校）
昭和60年度(1985年度)	元八王子中学校 松が谷中学校
昭和61年度(1986年度)	打越中学校
昭和62年度(1987年度)	長房小学校
平成元年度(1989年度)	陵南中学校
平成8年度(1996年度)	宮上小学校 宮上中学校
平成14年度(2002年度)	秋葉台小学校
平成15年度(2003年度)	七国小学校
平成16年度(2004年度)	中野北小学校 七国中学校
平成17年度(2005年度)	第七小学校 宇津木台小学校 陶器小学校
平成18年度(2006年度)	由井第三小学校
平成19年度(2007年度)	別所小学校 檜原中学校
平成20年度(2008年度)	横山第一小学校
平成21年度(2009年度)	愛宕小学校 桐田中学校
平成22年度(2010年度)	由木中学校
平成24年度(2012年度)	由井中学校 散田小学校
平成25年度(2013年度)	元八王子小学校 第一中学校 長房中学校
平成28年度(2016年度)	川口小学校 長池小学校 別所中学校
令和2年度(2020年度)	いずみの森義務教育学校 第二中学校 （旧第六小学校 旧第三中学校）
令和5年度(2023年度)	東浅川小学校
令和6年度(2024年度)	第三小学校 川口中学校 開設予定

「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、知的障害のある子どもが、居住する地域の学校に就学し、愛校心を抱くことができるよう教育環境を整備します

八王子市立小・中学校再編基本方針

【令和4年度（2022年度）12月】

- 小中一貫教育のさらなる充実を図るため、中学校区を基本単位として再編を検討する。
- 施設の老朽化に応じた整備方法を検討するとともに、地域の拠点づくりや各種公共施設との複合化を基本とする。
- 再編により学校の適正規模化を図る。

八王子市第五次特別支援教育推進計画

【令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）まで】

施策目標Ⅰ 特別支援学級・特別支援教室の再編と支援力の充実
小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を見通した特別支援学級における特別支援教育の更なる充実を図る。また、通学圏等による特別支援学級のバランスを見直し、必要な再編を行う。

特別支援学級（知的障害）再編の基本計画

【令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）まで】

- 6圏域及び38の小中一貫教育グループに基づき、14の特別支援学級ブロックを設定し、居住する特別支援学級ブロック内の学校に就学できる環境を整備する。（ブロックの設定）
- 市域の特別支援学級設置校の配置バランスを見直し、未設置及び需要が高まっている特別支援学級ブロックに特別支援学級を新設する。（適正配置）

現状

○特別支援学級に在籍する児童・生徒数が増加している。

小学校：平成25年度(2013年度) 331人
→ 令和5年度(2023年度) 589人

中学校：平成25年度(2013年度) 93人
→ 令和5年度(2023年度) 351人

【令和5年(2023年)5月1日現在】

※本市の将来人口推計は、減少傾向ではあるが、特別支援学級を利用する児童・生徒数は増加傾向である。

○現在は、特別支援学級を設置する全市立学校から就学先を選択することができる。

課題

- ①居住地から特別支援学級設置校が遠いなど安全に登下校できる学校を選択することが困難な地域が存在する。
- ②特別支援学級に在籍している児童・生徒数に偏りが生じ、学級の増設が困難な学校がある。

今後、子どもたちにとってよりよい教育活動を整えるため、通学の距離や通学路の地勢及び公共交通機関、登下校の安全性を十分考慮し、再編を進める必要がある。

特別支援学級再編の具体的な取組

再編の目的

児童・生徒の教育環境の充実を図るために特別支援学級ブロックを設定した上で、市域の特別支援学級設置校の配置バランスを見直し新設する。

具体的な取組

具体的な取組①

特別支援学級ブロックの設定

特別支援学級ブロック

本市が設定する6圏域（北部地域、西部地域、西南部地域、中央地域、東南部地域、東部地域）及び38の小中一貫教育グループに基づき、14の特別支援学級ブロックを設定する。（北部①、北部②、西部①、西部②、西部③、西南部①、西南部②、中央部①、中央部②、中央部③、東南部①、東南部②、東部①、東部②）

学区の設定

○本市が設定する6圏域（北部地域、西部地域、西南部地域、中央地域、東南部地域、東部地域）及び小中一貫教育グループに基づき、14の特別支援学級ブロックを設定し、居住する地域の学校に通学できるようにする。
※通学の距離や通学路の地勢及び特性等を考慮し、安全に配慮する必要がある場合には、圏域外、特別支援学級ブロック外であっても通学区域と同様の扱いとし、柔軟に対応するものとする。

※現状の学級の定員を超過し、施設の使用状況から学級増による対応が困難であると判断される場合は、入級希望者の順位付けを行い、必要に応じて抽選を実施し決定する。

【移行期間の対応】

○特別支援学級ブロックに特別支援学級が未設置の場合は、居住する6圏域（北部地域、西部地域、西南部地域、中央地域、東南部地域、東部地域）から特別支援学級を設置する学校に通学する。

○特別支援学級ブロック外の学校にすでに在籍している児童は、登下校の安全性等を十分考慮した上で、進学の際に在籍校または住基指定校の特別支援学級ブロック内の特別支援学級を設置する学校に通学する。

具体的な取組②

未設置及び需要が高まっているブロックに新設

今後のスケジュール

令和6年度(2024年度)（移行期間）

令和7年度(2025年度)（移行期間）

令和8年度(2026年度)（移行期間）

令和9年度(2027年度)（全面実施）